

生産緑地の所有者の方は必ずお読みください。

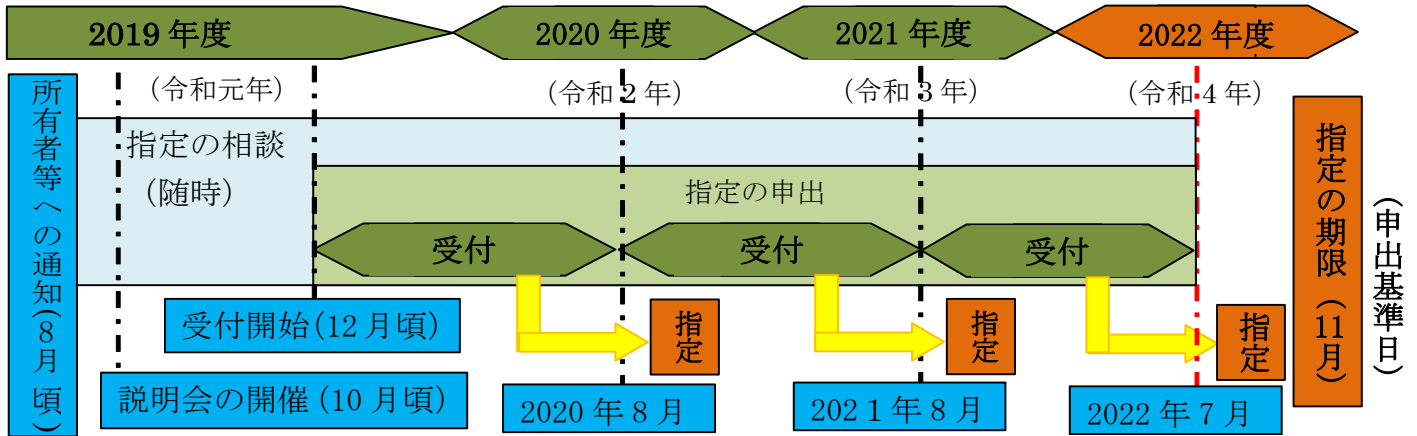
特定生産緑地制度が始まります

■1992年（平成4年）に生産緑地地区の指定を受けている方へ

- まもなく生産緑地地区の指定から30年経過します。30年経過後は、いつでも買取申出（解除に向けた手続き）が可能となりますが、現在適用されている税の優遇は受けられなくなります。
- 引続き、現在の税の優遇を受けるためには特定生産緑地（現在の制度を10年延長する制度）の指定を受ける必要があります。

■特定生産緑地の指定スケジュール

- 本市では、特定生産緑地の指定に係る手続きを以下のとおり進める予定です。



注)・特定生産緑地の指定は各年度11月の予定です。

・特定生産緑地の指定により10年延長の法的効力が発生するのは、申出基準日以降です。

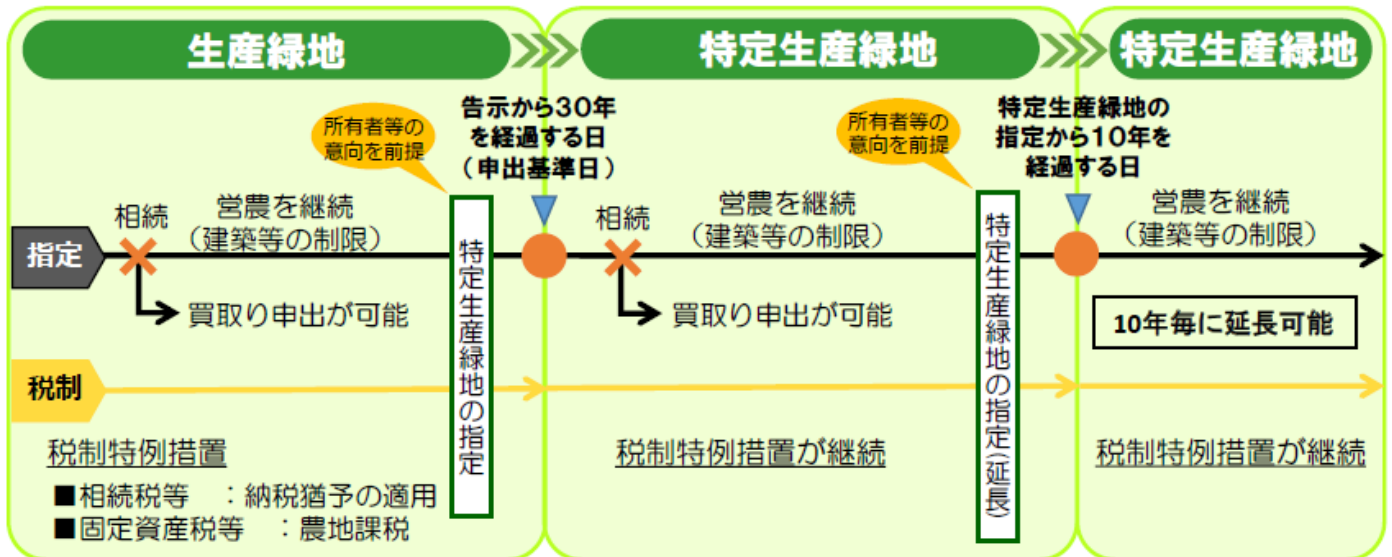
生産緑地地区の指定日と特定生産緑地の指定の期限・申出期限

生産緑地地区の指定日	指定の期限（申出基準日）	指定の申出期限
1992年(平成4年)11月30日	2022年(令和4年)11月30日	2022年(令和4年)7月末

ご自身がお持ちの農地が生産緑地地区に指定されているかなどをお知りになりたい方は、都市計画課までお問合わせください。(市役所5階 TEL: 0721-53-1111 (内線539))

■特定生産緑地について

- 指定後30年を迎える生産緑地を、所有者等の意向にもとづき指定します。
- 特定生産緑地の指定は生産緑地指定後30年を経過するまでに行う必要があります。



●**営農や相続への影響を考慮して、特定生産緑地の指定をご検討ください。**

営農

相続

特定生産緑地に指定する場合

- 固定資産税、都市計画税は、引き続き農地評価、農地課税です。
- 10年毎に継続の可否を判断できます。

特定生産緑地の指定は10年ごとに更新できます。

- 次の相続での選択肢が広がります。
次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。

- 農地を残しやすくなります。

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、一定の要件を満たす場合、相続税の納税猶予が継続します。

【都市農地の貸借の円滑化に関する法律】

特定生産緑地に指定しなかった場合

注意）生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です！！

- × 固定資産税等の負担が段階的に増加し、5年後には、ほぼ宅地並み課税となります。
(下図イメージ参照)
- × 30年経過後は、特定生産緑地に指定することはできません。

- × 次の相続での選択肢が狭まります。
特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません。
(現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)。

特定生産緑地に指定しなかった場合の農地の固定資産税のイメージ
(2022年に申出基準日を迎える場合)

